

第37回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年2月25日(火)午前9時50分から午前11時00分

2. 開催場所 川西町中央公民館 403号室

3. 出席委員(10名)

会長 10番 大沼 藤一

会長職務代理者 9番 黒澤 一利

委員 1番 高橋 睦子、2番 鈴木 秀男、3番 後藤 満良、4番 新野 勝廣

5番 佐々木 一宏、6番 新野 庄右エ門、7番 船山 マサエ、8番 高橋 孝博

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第60号 農用地利用権設定等調整会議及び農用地あつせん委員会審議結果報告について

第 5 報告第61号 人・農地プラン検討会の結果報告について

第 6 議第206号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 7 議第207号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(所有権の移転)

第 8 議第208号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(賃貸借権の設定)

第 9 議第209号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(使用貸借権の設定)

第10 議第210号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
(所有権の移転)

第11 議第211号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
(使用貸借権の設定)

第12 議第212号 農用地利用集積に対する決定について

第13 議第213号 農用地利用集積に対する決定について(農地中間管理事業)

第14 議第214号 不動産取得税の徴収猶予に関する農業経営証明について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 阪野正則、事務局長補佐 内谷新悟、主事 淀野拓也、主事 玉田絵里子、
田宮枝里子

6. 会議の概要

事務局長 阪野正則

みなさん、大変ご苦勞様でございます。会長からご挨拶をいただき、総会を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長 大沼藤一

総会につきましては、スムーズな議事進行にご協力いただくようお願い申し上げまして、あいさついたします。

(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第6条の規定により、議長となる。)

議長 大沼藤一

それでは、ただ今より第37回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、8名であります。欠席届のあった委員は、議席1番高橋睦子委員、議席番号2番鈴木秀男委員です。川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。ただちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により、本職から指名いたします。議席3番後藤満良委員、議席4番新野勝廣委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より内谷事務局長補佐並びに玉田主事を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りいたします。会期を、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は、本日1日限りと決定します。

議長 大沼藤一

日程第4、報告第60号、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん委員会審議結果報告についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主事 淀野拓也

資料の1ページをご覧ください。報告第60号、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん委員会審議結果報告について、川西町農地移動適正化あっせん基準に基づき審議された内容です。

所有権の移転。1月申し出件数8件、田57,136㎡。個人への調整決定件数7件田29,047㎡。支援センターへの調整決定件数4件田29,089㎡。所有権移転合計11件、田57,136㎡。利用権の設定。1月再設定件数40件、田398,758.40㎡、畑433㎡。利用権設定合計40件、田398,758.40㎡、畑433㎡。

なお、詳細については、後ほどの農用地利用集積計画に対する決定についての折に説明いたします。以上です。

議長 大沼藤一

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

議長 大沼藤一

日程第5、報告第61号、人・農地プラン検討会の結果報告についてを上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局 淀野拓也

17ページをご覧ください。報告第61号、人・農地プラン検討会の結果報告について
(人・農地プラン検討会の結果報告についてを朗読により説明)
以上です。

議長 大沼藤一

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

議長 大沼藤一

日程第6、議第206号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。
初めに、議事の進め方についてお諮りします。本件の中で、番号10番は議席10番 本職本人に関する案件であり、議事参与制限に該当します。よって、本人に関する案件の審議中は室外に退席を求めることについて、異議ございませんか。
(異議なしの声)
それでは、議席10番本職については、当該案件の審議中は室外に退席とします。
初めに、番号10番について審議を行うので、議席10番本職は退席となり、会議規則第6条第2項により会長代理に議長交代になります。交代の間、暫時休憩とします。
(大沼会長退席)

代理議長 黒沢 一利

それでは、休憩に引き続き、会議を再開します。
番号10番について審議を行います。事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

20ページをご覧ください。議第206号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので受理、不受理を決定されたい。通知件数は22件です。

22ページをお開き下さい。(番号10番を説明)

代理議長 黒沢一利

ただ今の件について、質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りします。番号10番について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。大沼会長の復席を求めます。

大沼藤一会長復席のため、議長を交代します。交代の間、暫時休憩とします。

(休憩)

議長 大沼藤一

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、決定いただきました番号10番を除いた各案件について、事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

20ページをお開き下さい。(番号1番から9番、番号11番から22番について朗読により説明)

議長 大沼藤一

ただ今の件について、質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りします。番号10番を除いた各案件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件全件について、受理することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第7、議第207号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

25ページをご覧ください。議第207号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から農地法施行令第1条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は8件です。

(議第207号、番号1番から8番について説明)

なお、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。初めに番号1番から3番の件について、議席9番黒沢一利委員より報告願います。

9番 黒沢一利委員

番号1番について、2月19日に江袋推進委員が現地を確認しました。今回の申請は贈与・受贈です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。

番号2番については、2月19日に江袋推進委員が現地を確認しました。今回の申請は贈与・受贈です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。

第3番については、2月19日に荒井推進委員が現地を確認しました。今回の申請は離農・経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て総額●万円は妥当だと判断します。

議長 大沼藤一

次に、番号4番及び5番の件について、議席2番鈴木秀男委員より報告願います。

2番 鈴木秀男委員

番号4番について、2月15日に山田推進委員が現地を確認しました。今回の申請は贈与・受贈です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。

番号5番について、2月15日に竹田総一推進委員が現地を確認しました。今回の申請は経営規模縮小・経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a 対価●●万円は妥当だと判断します。

議長 大沼藤一

次に、番号6番から8番の件について、議席4番新野勝廣委員より報告願います。

4番 新野勝廣委員

番号6番、7番について、2月24日に内山推進委員が現地を確認しました。今回の申請は交換です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。

番号8番について、2月20日に高梨推進委員が現地を確認しました。今回の申請は経営規模縮小・経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a 対価●●万円は妥当だと判断します。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第8、議第208号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(貸貸借権の設定)を上程いたします。

議長 大沼藤一

初めに、議事の進め方についてお諮りいたします。本件の中で番号1番は議席8番高橋孝博委員本人に関する案件であり、議事参与制限に該当いたします。

よって、本人に関する案件の審議中は室外に退席を求めることについて、ご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、議席8番高橋孝博委員については、本人に関する案件について審議中は室外に退席といたします。

それでは、初めに番号1番の件について審議を行うので、議席8番高橋孝博委員は室外に退席願います。事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

27ページをご覧ください。議第208号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の貸貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は16件です。

(議第208号番号1番について説明)

なお、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないた

め、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。
番号1番の件について、議席9番黒澤一利委員より報告願います。

9番 黒澤一利委員

番号1番について、2月16日に渡部進委員が現地を確認しました。今回の申請は貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び、担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定いたします。

高橋孝博委員の復席を求めます。

議長 大沼藤一

それでは、決定いただきました番号1番を除いた各案件について審議に入ります。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

(議第208号番号2番から16番について説明)

なお、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

ただいまの説明に関して、各担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。初めに、番号2番の件について、議席8番高橋孝博委員より報告願います。

8番 高橋孝博委員

番号2番について、2月18日に竹田一弘推進委員が現地を確認しました。今回の申請は、経営規模縮小・経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼藤一

次に、番号3番から7番の件について、本職より報告いたします。

10番 大沼藤一委員

番号3番について、2月16日に齊藤修一推進委員が現地を確認しました。今回の申請は、経営規模縮小・経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

番号4番について、2月15日に齊藤修一推進委員が現地を確認しました。今回の申請は、経営規模縮小・経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

番号5番について、2月16日に齊藤修一推進委員が現地を確認しました。今回の申請は、経営規模縮小・経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

番号6番について、2月16日に齊藤修一推進委員が現地を確認しました。今回の申請は、貸し直し・経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

番号7番について、2月15日に齊藤修一推進委員が現地を確認しました。今回の申請は、経営規模縮小・経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼藤一

次に、番号8番から14番の件について、議席2番鈴木秀男委員より報告願います。

2番 鈴木秀男委員

番号8番について、2月17日に齋藤幸雄委員が現地を確認しました。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

番号9番について、2月15日に山田推進委員が現地を確認しました。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

番号10番について、2月22日に伊藤推進委員が現地を確認しました。今回の申請は貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

番号11番について、2月22日に伊藤推進委員が現地を確認しました。今回の申請は貸し直し、借り直しです。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

番号12番について、2月22日に伊藤推進委員が現地を確認しました。今回の申請は貸し直し、借り直しです。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

番号13番について、2月22日に伊藤推進委員が現地を確認しました。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

番号14番について、2月22日に伊藤推進委員が現地を確認しました。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼藤一

次に、番号15番及び16番の件について、議席6番新野庄右エ門委員より報告願います。

6番 新野庄エ門委員

番号15番について、2月15日に須貝推進委員が現地を確認しました。今回の申請は貸し直し、借り直しです。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

番号16番について、2月15日に須貝推進委員が現地を確認しました。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第9、議第209号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(使用貸借権の設定)を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

31ページをご覧ください。議第209号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の使用貸借権の設定

について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は1件です。

(議第209号番号1番について説明)

なお、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。
番号1番の件について、議席9番黒沢一利委員より報告願います。

番号9番 黒澤一利委員

番号1番について、2月16日に江袋推進委員が現地を確認しました。今回の申請は経営移譲年金受給継続・譲受です。借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第10、議第210号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(所有権の移転)を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 内谷新悟

32ページをご覧ください。議第210号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う所有権の移転について許可申請があったので知事に送付の意見を付せられたい。申請件数は1件です。

(議第210号1番について朗読により説明)

番号1番について説明します。工事計画は、許可後の4月10日に着工し、令和2年7月31日で完了する計画です。

農地区分は「第1種農地」と判断されます。内容は祖父より土地を譲り受け、隣接地に一般住宅を建設するものです。所在は、川西町大字下奥田地内です。資料3ページの位置図をご覧ください。5ページは土地利用計画図及び建物平面図になります。事業費は●●

万円です。資金計画につきましては、住宅ローン審査書で確認しています。汚水、生活雑排水は合併浄化槽処理、雨水については地下浸透です。以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。

議長 大沼藤一

次に、担当委員より現地調査等の結果について、議席5番佐々木一宏委員より報告願います。

5番 佐々木一宏委員

番号1番について、令和2年2月17日bに高橋睦子委員、私と事務局で現地調査をしました。申請内容は一般住宅を建設する申請です。現在はアパートに居住している申請者の孫である申請者が、祖父の土地を譲り受け、隣接地に住宅を建設する申請です。

申請の土地は、第1種農業であります。現在祖父が居住している住宅に隣接しており、土地改良区の同意も得ており、周辺の農地への影響はないと判断します。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第11、議第211号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(使用貸借権の設定)を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 内谷新悟

33ページをご覧ください。議第211号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う使用貸借権の設定について許可申請があったので知事に送付の意見を付せられたい。申請件数は1件です。

(議第211号1番について朗読により説明)

番号1番について説明します。工事計画は令和2年4月1日着工し、令和2年9月30日で完了する計画です。農地区分は「第1種農地」と判断されます。内容は親より土地を借用し隣接地に一般住宅を建設するものです。所在は、川西町大字堀金地内です。資料8

ページの位置図をご覧ください。10ページは土地利用計画図になります。事業費は●●万円です。資金計画につきましては、融資見込証明で確認しています。汚水、生活雑排水は合併浄化槽処理、雨水については地下浸透です。

以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。

議長 大沼藤一

次に、担当委員より現地調査等の結果について、報告を求めます。議席5番佐々木一宏委員より報告願います。

5番 佐々木一宏委員

番号1番について、令和2年2月17日に高橋睦子委員、私と事務局で現地調査をしてきました。一般住宅を建設する申請です。現在アパートに居住している申請者が、親の土地を借り受け、隣接地に住宅を建設する申請です。

申請の土地は、第1種農地であります。現在親が居住する住宅と隣接しており、水田については土地改良区の同意も得ており、周辺の農地への影響はないと判断します。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第12、議第212号、農用地利用集積計画に対する決定についてを上程いたします。

初めに議事の進め方についてお諮りいたします。本件の中で整理番号8076番は議席5番佐々木一宏委員本人に関する案件であり、議事参与制限に該当いたします。

よって、本人に関する案件の審議中は室外に退席を求めることについてご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、議席5男佐々木一宏委員については、本人に関する案件の審議中は室外に退席といたします。

議長 大沼藤一

初めに、整理番号8076番の件について審議を行うので、議席5番佐々木一宏委員は室外に

退席願います。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

議第212号、農用地利用集積計画に対する決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定を求める。

34ページです。(議第212号本文及び整理番号8076番を朗読により説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

ただ今の件についてご質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号8076番について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。佐々木一宏委員の復席を求めます。

議長 大沼藤一

次に、決定いただきました整理番号8076番を除いた各案件について、事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

35ページです。(議第212号整理番号8076番を除く整理番号8031番から8081番について朗読により説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

ただ今の件について、ご質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号8076番を除く整理番号8031番から8081番について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)全員賛成と認めます。

よって、本案件全件について、計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

議長 大沼藤一

日程第13、議第 213 号、農用地利用集積計画に対する決定について(農地中間管理事業)を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 田宮枝里子

議第213号、農用地利用集積計画に対する決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定を求める。

48ページです。(議第213号本文及び整理番号8082番から8120番を朗読により説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

ただ今の件について、ご質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。本件について計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成と認めます。

よって、本案件全件について、計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

議長 大沼藤一

日程第14、議第214号、不動産取得税の徴収猶予に関する農業経営証明についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 内谷新悟

61ページです。議第214号、不動産取得税の徴収猶予に関する農業経営証明についてについて、農地等生前一括贈与に係る不動産取得税の徴収猶予の適用を受けるため、引き続き農業経営を行っていることの証明願があったので、農業委員会の可否を求める。

(番号1番について説明)

議長 大沼藤一

次に、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。番号1番の案件について議席4番新野勝廣委員より報告願います。

4番 新野勝廣委員

番号1番について、令和2年2月14日に、小形推進委員が現地調査をしてきました。適正に管理されていることを報告します。

議長 大沼藤一

事務局及び担当委員の説明が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。農地生前一括贈与に係る不動産取得税の徴収猶予の適用に関して、引き続き農業経営を行っていることの証明を行うことについて、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件について引き続き農業経営を行っていることの証明を行うことに決定します。

議長 大沼藤一

これもちまして、第37回川西町農業委員会総会を閉会いたします。